

10節 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)

18.10.1 適用範囲

この節は、屋内のコンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等の合成樹脂エマルジョン模様塗料塗りに適用する。

18.10.2 コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り

コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗料塗りは表18.10.1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

表18.10.1 コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り

工 程	種別		塗料その他			商 品 名	塗付け量 (kg/m ²)
	A種	B種 ※2	規格番号	規格名称	種類		
素地ごしらえ	○(注)1		18.2.5、18.2.6又は18.2.7による。				
1 下塗り	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンシーラー	—	—	0.07
2 中塗り	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョン ペイント	1種	—	0.10
3 上塗り	○	○	JIS K 5668	合成樹脂エマルジョン 模様塗料	2種	—	0.60
4 仕上げ 塗り	○	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョン ペイント	1種	—	0.14

(注) 1. 素地ごしらえの種別は、塗料その他の欄による。

2. 押出成形セメント板面の素地ごしらえは、表18.2.6によるB種とする。